社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会　行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　　令和８年４月１日　～　令和１３年３月３１日までの　５年間

2．内容

目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。 男性社員・・・取得率９０％以上 女性社員・・・取得率９０％以上

＜対策＞

- 令和８年５月～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標２：フルタイム労働者の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を各月１０時間未満とする。

＜対策＞

- 令和８年５月～　施設長会議で状況報告
- 令和８年５月～　有給休暇の取得率向上
- 令和８年５月～　各部署における問題点の検討